

監 第 58 号
令和 8 年 8 月 20 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

令和 7 年度寒河江市公営企業の経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、寒河江市公営企業の資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和7年度 寒河江市経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、令和8年8月14日付けをもって市長から審査に付された、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和7年度	令和6年度	
① 病院事業会計	—	—	20.0
② 水道事業会計	—	—	20.0
③ 下水道事業会計	—	—	20.0

※経営健全化基準は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」の規定により算出された数値。

(2) 個別意見

各会計とも令和7年度において資金不足は発生していない。引き続き経営健全化に努められたい。